

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県隠岐郡海士町

2 構造改革特別区域の名称

潮風農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

島根県隠岐郡海士町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地域における農業の情勢

海士町は、島根半島の北東約44～80kmの日本海に浮かび島前及び島後地区で形成する隠岐諸島の中で、島前地区の東側に位置する中ノ島全域を行政区域とする自然豊かな町で、今もなお昔ながらの田園風景と放牧風景を残している。島前地区3町村の中でも唯一島内に平野をもっており、米と畜産を基幹農業とし、耕地面積の約70%を稲作が占め、他に黒大豆、小豆、みかん、タバコの生産が行われている。

畜産は主に繁殖牛が中心であり、年間放牧による低コストで品質の高い生産を目指している。牛の放牧は草地・林地の維持管理に、また放牧風景は自然景観の創出に多大な貢献を果たしている。

(2) 遊休農地の発生

海士町における耕作放棄地は、平成7年からの5年間に8.3ha 増加(増加率37.7%)し、平成12年現在で30.1ha(耕作放棄地率16.9%)となっている。基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合(平成12年現在)が76.5%と全国平均から見てもきわめて高い数値を示しており、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休農地の増加は避けられない状況である。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生などにより、地域の農業生産全体に悪影響を与え、地域農業の継続を困難にさせるだけでなく、安定した食糧の供給という役割を果たせなくなり、ひいては社会生活全体の混乱を引き起こすことが懸念され、その発生防止と有効活用は喫緊の課題である。

海士町では、認定農業者を中心とした担い手への農地の集約化を進めているところであるが、耕地の荒廃化の勢いは深刻で、認定農業者も高齢化するなか認定農業者だけでは農地を受けきれない状況となっており、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るためには、新たな担い手の発掘・育成が急務となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

遊休農地の増加や農業従事者の高齢化が問題となっている一方で、ある地元建設会社では近年の公共事業縮小による事業転換で、農業を行う農業生産法人以外の法人を設立(平成16年 1月15日)した。

この法人は現在の計画ではまず畜産業に参入し、繁殖から肥育までの一貫生産(平成19年度末ま

でに繁殖・肥育あわせて200頭規模)を目指しているが、飼育する際に使用する粗飼料等を島外から持ち込むと自社生産した場合に比べ倍以上のコストが掛かるため、遊休農地等を利用して自ら飼料作物を生産したいとしている。また、併せて高齢等を理由に廃業する農家の農地を順次借り受け、米、園芸作物等の生産も行いたいとしており、これらの生産には畜産の過程で発生する家畜糞尿等から製造した堆肥を利用するとしている。さらには、この製造された堆肥は法人自ら利用するのみでなく、隠岐島前地区全体への供給も視野に入れており、安全な農産物の生産及び遊休農地、荒廃農地の有効利用に貢献することとなる。

このような活動を可能にするためには、構造改革特別区域の特例措置の適用が必要であるが、これを認め、農業生産法人以外の法人が農業に参入し農業経営を行うことは、新たな担い手の確保につながり、高齢化によって維持管理が不十分となった遊休農地等の有効活用につながるるとともに、公共事業の削減等により建設会社の雇用が厳しくなっている中、離島においては人口の流出に直結する雇用の喪失を防ぐといった意義がある。

また、安心して食べられる地場農産品への需要も高まっており、町内だけでなく島外への供給も視野に入れた事業展開を行うことにより、新産業として地域の活性化と自立につながる事が期待される。

さらに、この事業の成果は、地域の活性化のみならず、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 構造改革特別区域の特例措置を適用し、特定企業による農業への参入を認めることにより、担い手の減少が進んでいる農業経営に対して、農業外からの新たな担い手の確保が図られ、担い手不足による農地の遊休化を防止すると共に、企業的な経営感覚による、安定的な農業経営の実現を図る。
- (2) 企業等が基幹作目である畜産経営を行うことにより、担い手不足を解消するとともに、自ら飼料作物等を生産し、低コストで高品質な隠岐牛を生産することにより、地元畜産業を活性化する。また放牧による草地・林地の適正な維持管理を行うことにより、自然環境の保全を図っていく。

販売飼料と自給飼料とのコスト比較

繁殖、肥育あわせて200頭の経営規模に対し年間178.5tの乾草飼料が必要である。

・販売飼料の場合・・・45円/kg(JAの実売単価)

$$178.5t \times 45円 \times 1,000 = 8,032,500円$$

・自給飼料の場合・・・20円/kg(別添資料参考)

$$178.5t \times 20円 \times 1,000 = 3,570,000円$$

- (3) 企業等が遊休農地を利用して、水稻・園芸作物・飼料作物等を生産し、島内はもとより隠岐島前地区全域への供給を可能とすることにより、地産地消を促進し、安全・安心な作物の消費者への提供を図る態勢を整備する。

これらの取り組みにより海士町の地域経済の自立・活性化につなげようとするものである。遊休農地の増加等の問題は全国各地に見られる問題であり、本地域での取り組みが所期の成果を得ることによる、県内他地域はもとより、全国的な構造改革への波及が期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地元建設会社が設立した特定法人による地域農業の活性化

近年当町において遊休農地の増加と農業者の高齢化による担い手不足は深刻な問題となっているが、地元建設会社が設立した特定法人が農業分野に参入することで、遊休農地が有効利用され、担い手不足が解消されるとともに、企業的で安定的な農業経営が行われ、地域農業の活性化が図られる。

① 遊休農地解消面積 1ha(初年度)

→7ha(平成20年度)

② 牛増頭計画 繁殖牛65頭 肥育牛25頭(初年度)

→繁殖牛80頭 肥育牛120頭(平成20年度)

③ 牛販売計画

当初2年間は牛増頭のみを行い、3年目から順次販売を開始する。

繁殖牛59頭 17,700千円 肥育牛46頭 33,120千円(平成18年度)

→繁殖牛66頭 19,800千円 肥育牛70頭 50,400千円(平成19年度以降)

(2) 産業構造の転換による雇用の維持、継続

地元建設会社では近年の公共事業の縮減からこれまでのような雇用の維持、継続が困難になってきているが、本町において建設会社は若者雇用の受け皿となっただけに、このことは離島において人口の流出に直結する大きな問題である。特区を利用して建設会社が設立した特定法人が農業分野に参入することは、本町の産業構造を徐々に転換させ、新しい雇用の場を創出するとともに、町内外で同様な業務を行っている他の建設会社等への普及啓発にもつながる。

④ 隠岐潮風ファーム 畜産部門2名(初年度)

→畜産部門3名 農産部門2名(平成20年度)

(3) 農地の多面的機能の維持等

牛の放牧や遊休農地の活用を促進することにより、雑草や雑木の繁茂や病虫害発生が抑制されるとともに、保水などの農地の持つさまざまな機能が確保され、洪水や土砂崩れといった災害の発生が抑制される。当該地区を遊休農地解消の先進的なモデル地区とすることにより、県下全域への波及が見込まれる。

⑤ 放牧による農地保全面積 5ha(初年度)

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・参入意向企業調査研究支援事業(県単独事業)

農業参入前の企業が、参入にあたって行う調査・研究等のためのソフト事業に係る経費の二分の一を貸与(償還免除規定あり)

・企業参入促進モデル事業(県単独事業)

直接農業(農作業受託含む)に参入する企業、又は企業が農業参入するために設立した子会社・関連会社が行う農業生産及びその生産物を利用した加工等関連事業のために必要な施設・機械整備、小規模土地基盤整備等に係る経費の一部を助成。

・アグリビジネス支援事業(県単独事業)

農産物の生産から流通・販売までを連動させた地域一体の取組みを後押しするのが目的で、実施地域の市町村が計画を取りまとめ。採択分には県が事業費の二分の一を市町村に対し交付。

(別紙)

1 特定事業の名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ⑤ 農地の貸付主体:海士町
- ⑥ 農地の借受主体:海士町で農地又は採草放牧地を利用した農業を行う特定法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、町は、遊休農地を農地所有者から借り受け、集約し、農地の借受主体となる法人との間で協定を締結したのち、この法人に農地又は採草放牧地を貸し付け、農業への参入を促す。

借受主体となる特定法人については、当初は、既に農業参入を決定している有限会社隠岐潮風ファームが遊休農地等を利用した飼料作物の生産を行う。隠岐潮風ファームは、農業参入の第一段階として、飼料作物生産を含めた畜産経営に着手するが、併せて自社も含めた地域畜産農家から出た牛糞等を利用した堆肥の製造も行うこととし、この堆肥は自社農地を含めた町内外の田畑で利用される予定である。また、隠岐潮風ファームは、次の段階として地域農業の担い手としての役割を果たすため、水稻、園芸作物の生産も行うこととしており、今後農業者の高齢化により耕作放棄される農地を中心に借り受け、実施していく予定である。

○ 当初参入予定法人:有限会社隠岐潮風ファーム

○ 事業区域:海士町の全域

○ 事業開始:平成16年4月

○ 認定された日以降のスケジュール

- ・賃貸借契約に伴う賃借料の予算化(4月)
- ・賃貸借契約の締結(土地所有者、海士町)(4月)
- ・賃貸借契約の締結及び協定書の締結(海士町・特定法人)(4月)
- ・営農支援センター農地部会による農地意向調査の実施(3月)
- ・農業委員及び営農支援センター農地部会員による農地調整(3月)
- ・賃貸借契約に伴う賃借料の予算化後契約の締結(毎年3月)

5 当該規制の特例措置の内容

当町において、遊休農地の増加、農業者の高齢化、担い手の減少は深刻な問題である。耕作放棄地面積は平成7年に21,87haであったものが平成12年は30,12haと5年間で8,25haも増加しており、耕作放棄地率は5ポイント増の16.9%となっている。また、農業者の高齢については、65歳以上の基幹的農業従事者も平成7年に 人であったものが平成12年では62人となっており、また65歳以上の基幹的農業従事者の占める割合が平成12年現在で全体の76.5%を示すなど極めて高い数値を示していることから、この傾向はさらに加速するものと思われる(数値はいずれも農業センサスによる)。認定農業者数も6名でここ5年間横ばい状態だが、うち2名が65歳以上であるなど認定農業者自身も高齢化が進んでおり、新規担い手の確保と育成が急務となっている。

一方、これまで地域の雇用の受け皿となっていた地元建設会社においては、近年の公共事業縮減により雇用の維持・継続が困難となっており、このたび当該規制の特例措置を受けようとする法人も、地元建設会社が雇用の維持と経営の多角化を目的として設立したものである。この設立された法人は遊休農地等を利用して畜産経営に伴う飼料作物の生産、更には水稲及び園芸作物等の生産を行う意向を示しているが、これを認め、この動きを拓げていくことは、農業の担い手不足を解消し、農地の遊休化を防ぎ、地域農業を活性化させるとともに、産業構造を徐々に転換させ、雇用と生活を守り、地域を活性化させるものと思われる。昨年12月に町内の農業関係者(JA、認定農業者等)を集めて説明会及び協議を行い、了承を得たところである。よって、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。

(別添資料)

飼料作物生産費試算表

(円)

	10a 当たり	100kg 当たり	算出基礎
種苗代	9,400	481	ヘイスーダン80kg/1ha
肥料費	21,202	1,084	元肥、追肥
機械、施設修繕費	1,369	70	取得価格の4%(軽トラック600千円 トラクター2,883千円で計算)
動力、水道、光熱費	1,426	73	島根県農業経営指導指針より
機械 減価償却費	4,526	231	"
計	37,923	1,939	

農家人口・就業構造(基幹的農業従事者)

(人)

	計	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75歳以 上
島根県	28,870	4	38	55	80	217	457	935	1,442	1,885	4,288	6,906	7,032	5,531
海士町	81	-	-	-	-	-	-	1	-	2	16	23	23	16

	65歳未満	65歳以上	65歳以上の基幹的農業従事者の割合
島根県	9,401	19,469	67.4%
海士町	19	62	76.5%

(H12農業センサスより)

耕地面積状況

(a)

	経営耕地総面積		耕作放棄地面積		耕地放棄地率		耕地面積減少率	耕作放棄地増加率
	H7	H12	H7	H12	H7	H12		
全国	410,821,271	38,840,410	1,615,523	2,100,180	0.4%	5.1%	5.6%	30%
島根県	3,872,718	3,418,685	152,923	219,598	3.9%	6.5%	11.7%	43.6%
海士町	16,176	14,781	2,187	3,012	11.9%	16.9%	8.6%	37.7%

(H12農業センサスより)

主な農産物の作付面積

(a)

	作付(栽培) 面積計	類別作付(栽培面積)									
		稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農 作物	野菜類	花き類 花木	種苗 苗木類	その他 作物
島根県	1,987,894	1,757,103	11,827	13,491	7,187	38,952	37,159	86,468	19,534	5,146	11,027
隠岐島前地区	8,005	6,609	65	14	16	623	525	46	-	40	96
海士町	7,995	6,609	65	14	16	623	525	37	-	40	66
西ノ島町	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
知夫村	7	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-

(H12農業センサスより)

肉用牛を飼養している農家数と飼養頭数

(農家数:戸 頭数:頭)

	飼養 実農家数	飼養頭数	和牛							
			実農家数	頭数	子取り用めす牛		肥育中の牛		売る予定の子牛・役牛	
					農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数
島根県	2,995	18,855	2,950	15,838	2,823	9,831	238	2,430	1,349	3,577
隠岐島前地区	93	1,540	93	1,540	92	796	2	27	57	242
海士町	17	280	17	280	17	200	1	24	15	56
西ノ島町	46	800	46	800	45	630	-	-	38	170
知夫村	30	460	30	460	30	441	1	3	4	16

(H12農業センサスより)